

平成27年度

国民健康保険税



暫定通知書を発送します。

暫定通知書と合わせて、1期分の納付書が同封された方は、**4月末までに忘れずに納めましょう！**

国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が社会保険などの他の医療保険に加入している場合でも、その世帯に国保の加入者がいる場合は、世帯主に通知されます。

国民健康保険税の納付方法

特別徴収（年金からの天引き）

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期



★仮徴収とは…？

平成27年度の所得が確定するまで、各期とも平成26年度2月に年金から天引きされた額と同額を年金から天引きします。

普通徴収（納付書または口座振替による納付）

暫定賦課			本算定賦課								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	—	—	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	—



★暫定賦課とは…？

平成27年度の所得が確定するまで、平成26年度の年税額をもとに計算されます。計算方法は、平成26年度国民健康保険税の年税額の9分の1となります。

「おしえて おさむね君!」 <国保税Q & A>



2月に会社の保険に加入して、家族で国保に入っている人がいないのに、国保税の暫定通知書が届いたのはどうして？



国保の脱退の届け出はしましたか？会社の保険に加入したときは、国保の脱退の届け出が必要なんです！保険が変わってから、14日以内に町に届け出をしてください。14日以内に届け出をしなかった場合は、罰則の規定もありますので気をつけましょう。



会社の保険に入り、役場に国保の脱退の届け出もしました。国保税の支払いはどうなりますか？



国保税は、会社の保険に加入した月の前月分までが月割でかかります。ただし、国保税は届け出をした翌月に再計算をして、変更後の金額をお知らせします。届け出をした月の納期の保険税は一度納める必要がありますのでご注意ください。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372



新しい年度が始まりました。年度初めにあたり、町税等の納税スケジュールなどのお役立ち情報をお伝えします。上手に納税計画を立てて、納期内の納付を心がけましょう。

平成27年度 納税スケジュール

- 町税等の納付期日は、各月の月末です（月末が、土・日・祝日の場合は、その翌日までとなります）。
- 納付期日を1日でも過ぎてしまうと、督促手数料が加算された督促状が発送されます。
- 納税スケジュールを参考に納税計画を立て、納期内納付を心がけましょう。

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	全期											
国民健康保険税	1期			2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
町県民税			1期		2期		3期			4期		
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

<おさむね君のワンポイントコラム>

メールでもお役立ち情報を配信しています！

町民税務課では、メール配信サービス「生活支援情報」で、最新のお役立ち情報をお届けしています。2月・3月の申告相談時期には、日曜日の混雑状況や比較的空いている日などを、随時お知らせしていました。

毎月、町税等の納付期日を配信するなど、メール配信サービスでは、みなさんがお持ちの携帯電話にメールが届き、手軽に最新情報を確認できます。ぜひ活用してください。

メール配信サービス ml@minamisanriku.todoku.jp

（このアドレスに空メールを送信して、登録を行ってください。）



「待ち時間」長かった？ ～次回の申告におきて～



2月・3月の所得税、町・県民税の申告相談では、受付方法が変わったこともあり、戸惑った方も多かったでしょうか。

それでも、広報や役場から届いた申告案内書を読んで、自分で書類を準備してきた方の中には、来場してから10～30分程度で申告が終わった方もたくさんいらっしゃいました。

逆に、広報や申告案内書を読まずに来場してしまい、会場で書類を作成することになった方は、なかなか申告が終らなかつたようです。なかには、会場の作業テーブルで領収証の整理から始め、半日以上かけて経費の計算をしていた方もみられました。

所得税、町・県民税の申告は、税務署や役場に行く義務があります。でも、控除や経費を上手にとって余分な税金を納めないようにするためのもの、つまり「自分自身のためにするもの」でもあります。普段から、領収証等をもとにこまめに帳簿を付けたり、申告に必要な書類をきちんと保管して、スムーズな申告にそなえ、上手に節税をしましょう。

「おらほの納税教室」では、今年度も引き続き、納税や節税に関するお役立ち情報を掲載していきますので、毎号かかさず読んでくださいね！